

文化審議会国語分科会（第50回）議事録

平成24年10月30日（火）
午後2時～3時15分
文部科学省・3F2特別会議室

〔出席者〕

（委員）杉戸会長，岩澤副会長，林国語課題検討小委員会主査，
西原日本語教育小委員会主査，阿辻，井田，伊東，井上，嶋田，鈴木（一），
鈴木（泰），関根，東倉，納屋，春原，やすみ各委員（計16名）
迫田専門委員（計1名）
（文部科学省・文化庁）近藤文化庁長官，河村文化庁次長，大木文化部長，早川国語課長，
氏原主任国語調査官，小松課長補佐，鵜飼日本語教育専門官ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 文化審議会国語分科会（第49回）議事録（案）
- 2 国語課題検討小委員会の審議状況について（経過報告）
- 3 日本語教育小委員会の審議状況について（審議経過）
- 4 平成25年度概算要求関係資料（文化庁における国語・日本語教育施策について）

〔参考資料〕

- 1 文化審議会国語分科会委員名簿
- 2 文化審議会国語分科会の今後の審議スケジュール（案）

〔経過概要〕

- 1 開会に当たり，近藤文化庁長官から挨拶があった。
- 2 事務局から配布資料の確認があった。
- 3 本年の6月14日付けで，迫田久美子国立国語研究所日本語教育研究情報センター長が専門委員に就任したことが紹介された。
- 4 前回の議事録（案）が確認された。
- 5 林国語課題検討小委員会主査と事務局から配布資料2について説明があったが，説明に対する質問や発言はなかった。
- 6 西原日本語教育小委員会主査から配布資料3について説明があったが，説明に対する質問や発言はなかった。
- 7 事務局から配布資料4についての説明があり，質疑応答及び意見交換が行われた。
- 8 次回の国語分科会は，平成25年2月18日（月）午後2時～4時に開催すること，また，会場については改めて事務局から連絡することが確認された。
- 9 両小委員会主査及び事務局からの説明等は次のとおりである。

○杉戸分科会長

それでは、議事次第に沿って、まず「(1) 国語課題検討小委員会の審議状況について」に入ってまいります。これまで国語課題検討小委員会、日本語教育小委員会、それぞれに属するワーキンググループなどで審議を続けてきていただきました。今日は、それぞれのここまでの中間的な経過を御報告いただき、その後、それぞれについて意見交換をしたいという流れで考えております。

初めに、国語課題検討小委員会の審議状況について、国語課題検討小委員会の主査をお務めいただいております林委員から説明をお願いいたします。

○林国語課題小委員会主査

概略は私から御説明申し上げます。具体的な点につきましては、氏原主任国語調査官にお願いしたいと思っております。

国語課題検討小委員会ですが、これは前期の問題点整理小委員会の検討を受け、国語施策として取り組む必要があるか否かという観点から前期の論点を検討しているところでございます。前期は国語課題検討小委員会ではありませんで、問題点整理小委員会、その小委員会で今後具体的な検討が必要と考えられる課題が選び出されましたので、それについて、今後国語施策として取り組む必要があるか否か、検討を続けているということでございます。

お手元の配布資料2ですが、黒く網を掛けたところ、1ページに「1 「公用文作成の要領」の見直しについて」、それから「2 常用漢字表の手当てについて」、裏面に参りまして、下の方ですが、「3 言葉遣い・コミュニケーションの在り方について」があります。検討しております課題を大きく分けますと、大体こういう区分が立てられると思いますので、これに沿って概略を申し上げます。

「1 「公用文作成の要領」の見直しについて」ですが、これにつきましては、「公用文作成の要領」が昭和26年に国語審議会の建議として出されたものの一部に含まれていたものでございます。何分、これは昭和26年という古い時期にできまして、その後、必要最小限の手当てはしてきておりますけれども、かなり時代に合わなくなっているということがあります。それを今後どのようにするかということで議論をいたしました。

「(1) 審議の結果」の最初のところに書いてありますように、これにつきましてはやはり今日の視点から全面的な見直しをする必要があるというところに、今考えがまとまってきております。なお、これにつきましては、関係する分野が非常に広いところから、今後どう扱うかにつきましては、更に具体的にいろんな問題が出てくるだろうと予想いたしております。

次ですが、「2 常用漢字表の手当てについて」です。これには課題が三つございます。一つは、常用漢字表の定期的な検証ということでございます。一旦漢字表ができますと、それがしばらくずっと放置されていて、問題点がいろいろ出てきた段階で新たに議論を始めるといった形がこれまででありましたけれども、こういう変化の激しい時代ですから、定期的に検証しながら、必要が生じた段階で措置を講ずることが必要であるということを常用漢字表の前文にうたってございます。それについて、それをどういう方法、どういう考え方で行うかということを、特にこういう時期に検討しておく必要があるということで、これも今後取り組むべき課題として取り上げたいと、これが、これまでの審議結果でございます。

それから次のページに参りまして、課題の二つ目ですが、「「異字同訓」の漢字の用法」、

それから「「同音の漢字による書きかえ」の見直し」でございます。これにつきましても、既に異字同訓につきましましては昭和47年のもの、「同音の漢字による書きかえについて」は昭和31年に作られたものがございます。「異字同訓」の漢字の用法」として昭和47年にできましたものは、総会の審議、決議を経ておりません。参考資料として配布されたものであります。それから「同音の漢字による書きかえについて」につきましても、国語審議会の報告として出されたものではありませんけれども、広く使われてきたという実績と言いますか、実情がでございます。今日の新しい常用漢字表から見て、こういう点についてももう一度見直す必要があるのではないかという方向で議論をいたしました。これについても今後取り組むべき課題とする方向で検討いたしております。

それからもう一つ、これは極めて今日的な課題でありますけれども、「手書き文字字形」と「印刷文字字形」に関する指針の作成。今日、誰でも機器を通じて印刷文字を自分で打ち出すことができるようになりますと、ますますもって自分が手で書く場合と、印字される字形との違いが意識されるようになってきております。それからもう一つ、この問題は漢字教育の面にも非常に重要な問題を持っております。この二つの字形に関する指針、考え方の基準になるようなものが必要ではないかという議論でございまして、これについても今後、取り組むべき課題として、更に内容を深めていきたいということになっております。

それから「3 言葉遣い・コミュニケーションの在り方について」。これに関しては、広く捉えておりますので、課題が五つほどございます。

「課題1：「言葉遣いについての指針」の作成」。これはやはり全面的に広い視野から見直す必要があるのではないかということでございます。特にこれまで「ことばシリーズ」という冊子がございます。これは2ページの下に注がありますように、昭和48年度から作成したもので、かなり広く配布されまして、隠れたベストセラーとも言われているものでございますが、こういうもののイメージに基づきながら、言葉遣い全般について全体的な課題の解決を目指していきたいということが、この課題1でございます。これも、今後取り組むべき課題にさせていただきます。

それから課題2と課題3です。「課題2：「緊急時における言葉遣いの在り方」について」、これは3・11の大震災の直後から各方面で問題視されておりますが、これにつきましては、そういう危機の情報を発する母体ではないということから、文化審議会としては当面これを直接取り組むべき課題とはしない。それぞれの分野でいろいろ検討、研究が行われているようでございます。現状では取り組むべき課題としないという結論になりました。

「課題3：「メールにおける言葉遣いの在り方」について」、これは、メールという手段はいろいろに使われますけれども、かなり個人的な情報伝達手段として使われることが多いことから、そういうところに立ち入っていくことには慎重であるべきだという考え方で、これも現時点においては取り組むべき課題とはしないことになっております。

課題4と課題5であります。今日の日本語は、その在り方から言いましても、それを使う環境から言いましても、歴史的に見ると激変の時代だと言ってもいいだろうと思われまます。様々な問題がございまして。そういうことで、「国際化・情報化」、それから「コミュニケーション能力の在り方」に幾つかの問題を設定して、施策の是非を検討していきたいということで、「4-1 情報化とコミュニケーション能力の在り方について」、「4-2 国際化とコミュニケーション能力の在り方について」を検討いたします。これにつきましては、今期、残っている時間で更に検討を深めたいと思っておりますが、まず「情報化とコミュニケーション能力の在り方について」につきましては、コミュニケーション全般の

中で位置付けて議論を、特に課題5と併せて検討していくべき課題だということで、これから審議を進めるつもりでございます。それから「国際化とコミュニケーション能力の在り方について」ですが、これも非常に相互に関係する問題でありますので、課題5と併せて考えるべき課題にしております。課題5はそういうものを全部取りまとめる課題になるわけであります。「課題5：「今後求められるコミュニケーション能力」について」です。多様な問題が含まれておりますけれども、これは大事な問題ですので、これからその問題自体を解析しながら、必要な施策を考えていきたいと思っています。その見直しの観点が下に五つにまとめてございます。一つ、二つ拾い出して申しますと、コミュニケーション能力と言いますが、果たしてどういうものをコミュニケーション能力と言うべきなのか、あるいはそういう言葉で何が意味されているのか、実は、必ずしも明確ではない。ましてやコミュニケーション能力が必要だという場合に、一体どういう力が具体的に要求されているのかも明確ではないということでございますので、コミュニケーション能力の分析、それから社会で求められているコミュニケーション能力とは何か、その調査研究といったものをベースにして、国際化・情報化におけるコミュニケーション能力の在り方に関係する問題を少し整理し、具体化の方法を考えていきたいということでございます。

ちょっと長くなりました。これが大体の骨格でございます。具体的な点で大事なところが幾つもありますので、氏原主任国語調査官に後をお願いしたいと思います。

○氏原主任国語調査官

それでは今の配布資料2ですが、最初に4ページの別紙1を御覧ください。今、林主査からお話がありましたように、今期は、この別紙1の「第2 今後、具体的な検討が必要と考えられる課題」、1番から5番までありますが、1番から順番に審議を進めてきて、現在「4 コミュニケーションの在り方について」を議論しているところでございます。11月19日に次回の国語課題検討小委員会がありますので、ここでもう一度、言葉遣いとコミュニケーションについて審議を深めていくということになっています。ですから、現時点で、1番から4番まであらかたの検討が終わっている状況であるということをお話し申し上げて、1ページに戻っていただきたいと思います。

初めに「1 「公用文作成の要領」の見直しについて」ということですが、これは「国語関係答申・建議集」という、厚い、小さな冊子が机上に配布されていると思いますが、この76ページを御覧ください。ここを見ていただきますと、昭和26年10月30日ということで、林主査からもお話がありました。当時の国語審議会会長から内閣総理大臣と文部大臣に宛てて建議されたものでございます。公用文について、こういう要領としてまとめられたということで、77ページを見ていただきますと、前書きのところに「昭和21年6月17日に「官庁用語を平易にする標準」が次官会議で申し合わせ事項となった」とあります。戦後の公用文改善事業は、この「官庁用語を平易にする標準」を作るところから始まります。「官庁用語を平易にする標準」と申しますのは、文部省の中で官庁用語改良打合会というものを開きまして、それで作成したものでございます。ただしこれは、各省の協力を得てということです。次に昭和24年5月の「公用文作成の基準について」、これは、当時の公用文改善協議会が作成したもので、公用文改善協議会の会長が内閣官房長官ですから、これも各省を横断する形で検討がなされてきたものです。そういうものを土台として「公用文作成の要領」が最終的に国語審議会でもまとめられたということです。配布資料2の「(1) 審議の結果」の「ただし」以下のところ、「ただし、要領が国の行政機関の職員を対象とするものであり、全省庁に関連するものでもあることから、具体的な

検討の進め方については、今後、改めて検討する必要がある。」と書いておりますのは、今申し上げましたように、「公用文作成の要領」の見直しをすることになると、文化庁、あるいは文部科学省だけで検討するというわけには行きませんので、具体的にどういう形で検討していくのがいいのか、もう少し検討が必要だろうということで、「ただし」以下の3行が書いてあるということでございます。

それから、「(2) 見直しの観点」の④についてだけ少し補っておきます。【別紙2 参照】とありますが、配布資料2の5ページ、「別紙2」を御覧ください。実際に公用文の作成に携わっている方、具体的に申しますと、5ページの「趣旨」の下に、「依頼先」がありますが、各府省の文書担当部署、文書課と言っているところとか、総務課の中にそういう部署があるところとか、省によって少し違いますが、内閣官房をはじめ、ここに挙がっている府省庁、それから都道府県、政令指定都市の文書担当部署、それから市区町村の文書担当部署ということで、府省庁が23、都道府県及び政令指定都市67、その他の市区町村が95ということで、全部で185の団体をお願いいたしまして、こういうアンケートを取りました。回収率は100%になっています。ここで関連するところだけ簡単に見ていきたいと思います。

まず「問1 公用文を作成する上で、「公用文作成の要領」を参照していますか。」とあります。これは国のところだけ見ますと、参照しているところが15府省で、65.2%です。「参照していない」が34.8%ということですから、大体65：35という結果が出ております。

あと飛ばしまして、12ページを御覧ください。途中、細かいことをいろいろと聞いていますが、これらは後で御覧いただくとして、12ページの間6を見ていただきますと、この「公用文作成の要領」を見直した方がいいかどうかを聞いております。これも各府省のところだけ見ていただきますと、「(ア) 見直す必要があると思う」は43.5%、「(イ) できれば見直した方がいいと思う」という御意見が52.2%、「見直す必要は余りないと思う」というのが4.3%ということで、(ア)と(イ)を足すと95.7%ということで大体96%ぐらい、全体を見ても185団体のうち、(ア)か(イ)を選んだところが、96%弱になりますので、見直した方がいいだろうという御意見が多かったということでございます。同じページの付問1で見えていきますと、「(ア) 現行の「公用文作成の要領」の形式・内容などにこだわることなく、現在の実態に合うように全面的に見直すべきである」という御意見が、各府省のところを見ていただくと、6割弱です。それから「(イ) 現行の「公用文作成の要領」の形式・内容などにこだわることはないが、現在の実態に合わない部分だけを見直すべきである」という御意見が18.2%。「(ウ) 現行の「公用文作成の要領」の形式・内容などは踏襲しつつ、現在の実態に合うように全面的に見直すべきである」というのが9.1%という結果になっています。ですから、アンケートの結果では、見直す必要があるという御意見が多かったことが確認できます。

また、1ページに戻っていただきまして、「2 常用漢字表の手当てについて」、これは課題1、課題2、課題3とあります。課題1につきましては、29年ぶりに常用漢字表の見直しをしたわけですが、国語施策の中では漢字の使用状況というのが一番動くんです。世の中の実態に合わせて、例えば何か大きな事件が起こると、それに関連する漢字がよく使われるとか、世の中の実態を反映して、一番動くのが漢字使用の部分ですので、ここに5年とか10年とか書いてありますけれども、それによってすぐに見直すということではなくて、5年とか10年単位できちつと世の中の漢字使用の実態を把握できるような調査をして、現行の常用漢字表との齟齬と^{そご}いったものを検証していく。それによって、本当に

必要だという結論が出た場合には、現行常用漢字表の見直しも含めて考えていこうということです。ただし、こういうものを頻繁に変えることは社会全体から見ると好ましいことではありませんので、その辺りについては慎重に考えていくべきだという考え方で、国語課題検討小委員会はまとまっております。

次のページを御覧ください。課題2は先ほど林主査のお話がありましたので省略いたしまして、「課題3：「手書き文字字形」と「印刷文字字形」に関する指針の作成」ですが、これは、具体的にはどういう課題かと申しますと、もう一つ机上に小さな薄い方の冊子、「国語関係告示訓令集」があると思います、この49ページを御覧ください。ここを開けていただきますと、「(付) 字体についての解説」ということで、常用漢字表における字体に関する解説が載っております。49ページを見ますと、例えば最初に「カタイ」と読む、硬式テニスの「硬」が出てきますけれども、これは偏の「石」の大きさが違うんですね。最初の方が「石」が大きくて、2番目は「石」が小さい。このように、ふだん余りが付かないと思いますが、同じ明朝体の中にもデザインの違いがあるものがあります。活字においても違いがあるんですが、更にめくっていただきまして52ページを御覧ください。そこには例えば最初に「衣」という字があります。下部のはねるところの、片仮名の「レ」のようなところが、明朝体だと、折り曲げているところが非常に強調されるために、2画のように見えるわけです。ところが手で書くときには、右側の手書きの例のように片仮名の「レ」のような形で書くということがございます。それから「人」という字も、明朝体ですと、左右に分かれるところが、一番上のところから分かれているんですね。こういうような印刷文字字形と手書き字形の違いはかなりあります。

国語課題検討小委員会の中で話題になりましたのは、54ページを御覧ください。その「(6) その他」のところに命令の「令」があります。これは、「鈴木さん」の「鈴」のつくりにもなっているわけです。小委員会の中では、例えば銀行の窓口などで鈴木さんという方が、右側の片仮名の「マ」のような形で「鈴木一郎」なら「鈴木一郎」と書くと、窓口で、明朝体の字形どおり「令」の形に書かないと駄目だと言われるといった話が出ていまして、小学校の時に習う教科書体では「マ」の形になっているわけですが、どちらも同じ字でどちらでもいいのだということを、もう少し広く世の中に知っていただく必要があるのではないかということで、こういう課題が出てきているということでございます。

常用漢字表にはこういう形でまとめてありますが、例えば、これを更に広げて、手引のようなものを作った方がいいのか、あるいは常用漢字表に、こういう形で、注意が必要な字形については既に取り上げて示されていますので、これをもっと世の中に普及することを考えていった方がいいのか、この辺りのところを更に考えた上で、これも今後の課題にしていこうということになっております。

最後の「3 言葉遣い・コミュニケーションの在り方について」ですが、これも先ほどの林主査のお話にありましたので、1点だけ付け加えておきます。

配布資料2の3ページを御覧ください。「課題5：「今後求められるコミュニケーション能力」について」ということで、「(1) 審議の結果」としては、今後取り組むべき課題とする方向で考える、ただし具体的にはどのようなコミュニケーション能力が社会で求められているのかを明らかにできるような調査が必要であろうということでございます。またコミュニケーション能力を高めていくための方法として、余りにもテクニックというか、トレーニングというか、そちらにだけ偏った内容は好ましくないだろうという意見が出ております。「(2) 見直しの観点」として、「①コミュニケーション能力をどのような能力と捉えるのかの整理」ということがありますが、これは、日本経済団体連合会、経団連で

毎年新卒採用に関するアンケートをやっておりまして、経団連からは井上委員が分科会に参加なさっていますが、そのアンケートの中で、新規採用に当たりどういふところを重視して採用しているかという項目があります。例えば主体性だとか、チャレンジ精神があるとか、協調性があるとか、誠実であるとか、責任感があるとか、リーダーシップがあるとか24項目挙がっているんですが、この中で特に重視した項目を五つ挙げてもらうという調査があります。今年の調査結果は、7月30日に出ていますが、その中で一番多かったのが「コミュニケーション能力」なんですね。実に82.6%の企業で、この能力を重視したと回答しています。2番目が「主体性」で、60.3%ですから、1位と2位の間には22ポイントの差があります。しかも、「コミュニケーション能力」は今年の調査結果で82.6%ですが、この調査では、9年連続で第1位になっています。

このことがかなり国語課題検討小委員会でも話題になりました。「コミュニケーション能力」が第1位になっている、でも、そこで求めているコミュニケーション能力とは具体的には、どういふ能力なのかというところまではアンケートでは聞いていないんですね。ですから、今見ていただきました「(1) 審議の結果」のところで、「調査が必要である」とか、あるいは「どのようなコミュニケーション能力が社会で求められているのか」もう少し分析していく必要があるというのは、「コミュニケーション能力」という言い方で、言ってしまうんですけれども、その中身は何なのかをもう少し検討していく、あるいは調査、例えば経団連の調査で言えば、「コミュニケーション能力」を挙げた企業に、「コミュニケーション能力」として考えているのは具体的にはどんな能力なのでしょうかという形で調査していく必要があるのではないかと、ということです。コミュニケーション能力という言い方で、実際はどのような能力を求めているのかをもっと明らかにしていくということと、コミュニケーション能力は言語に関わる部分だけではなく、非言語の部分もありますし、学問分野によってもコミュニケーション能力あるいはコミュニケーションの捉え方が違うといった問題もありますので、国語分科会としてやれるとしたらどの辺りなのか、そして、どういふものを出せば本当に世の中の役に立つのか、という辺りを更に検討していく必要があるだろうということで、現在、また11月の小委員会でもそうですけれども、検討しているということでございます。以上でございます。

○杉戸分科会長

それでは、ただ今の御説明について何か御質問、御意見等があればお出しいただきたいと存じます。いかがでしょうか。

大きな課題区分として、三つに分けてそれぞれ審議の結果、例えば見直しを行う必要があるというところに意見が到達している項目があり、一方では、今回は取り組むべき課題とはしないという課題もあり、特に常用漢字、あるいはコミュニケーション能力に関しては調査が必要であるという御説明がありました。いかがでしょうか。(→ 挙手なし。)

よろしゅうございましょうか。11月19日という次回の国語課題検討小委員会の日程にも言及されていましたが、この先もそこで審議を続けていただき、今後の問題点の洗い出し、あるいは調査の方向性についても検討していただくことになるかと存じます。

それでは、国語課題検討小委員会についてはここまでといたしまして、次に日本語教育小委員会の審議状況について、日本語教育小委員会の主査である、西原委員から御説明をお願いいたします。

○西原日本語教育小委員会主査

では配布資料3に基づきまして、12期の日本語教育小委員会における審議内容、中間的な報告について御説明申し上げます。

先回の第49回の国語分科会におきまして、事務局から日本語教育については二つの審議事項が示されました。一つは生活者としての外国人に対する日本語教育の、今回は指導力に関する評価、もう一つは日本語教育に関する課題の洗い出し、整理でございました。今期の日本語教育小委員会では、この二つの課題について検討を行うということで、5月28日の日本語教育小委員会において二つのワーキンググループを設置しました。一つは指導力評価、もう一つが課題整理でございます。それぞれの審議状況につきまして御説明申し上げます。国語課題検討小委員会の方もそうだったと思いますけれども、これは中間的な経過報告でございまして、確として、これで行く、これでまとまったというものではございません。

では初めに、指導力評価について。2ページをお開けいただくと、そこに配布資料3-1「指導力評価に関するワーキンググループの審議の概要について（経過報告）」がございました。冒頭部分に記載しているんですけれども、指導力評価につきましては、小委員会で2回、ワーキンググループで4回検討を行っております。現段階でおおむね了解された方向性を整理したものが配布資料3-1「指導力評価に関するワーキンググループの審議の概要（経過報告）」でございます。幾つかのポイントに分けて整理しておりますので、それに従って御説明申し上げます。

まず「1. 評価の目的」ですけれども、「外国人のニーズや地域の実情に応じ、日本語教育プログラムをカリキュラム案等を活用して実施する際に必要となる能力」ということで、実施者の能力の向上を図ることによって、外国人のニーズにより一層応え得る日本語教育プログラムの実施になるということを目的としております。これまで日本語教育小委員会で計画的に検討して取りまとめてきました「カリキュラム案」というシリーズがございましたけれども、その検討の延長線上にあるものとして今回も位置付けております。

そういうことでございますので、「2. 評価の観点及び基準（何を評価するか）」につきましても「日本語教育プログラムをカリキュラム案等を活用して実施する際に必要となる能力」ということで進めております。具体的には、今まで三つのシリーズでカリキュラム案、それを活用するべきガイドブック、教材例集を提案してきておりますけれども、それを実際に実施する際にPLAN-DO-CHECK-ACTIONという四つの段階があると想定しまして、PLANは計画、DOは実践、CHECKは点検、ACTIONは改善という四つの段階ですけれども、それで評価をしようということでございます。ここで知識や資質に関する評価は行わないとしているんですけれども、これは日本語教育に関する知識や資質を測定するのは別の手段がもう既に存在する、例えば、日本語教育能力検定試験がございますので、これまで先ほど申し上げた三つの段階で検討し、提案してきたこととの一貫性を考えまして、カリキュラム案等を活用して、日本語教育プログラムを実施する際に必要となる能力という限定の上で、この検討を行ってまいりました。

「3. 評価対象者（誰を評価するか）」ですけれども、実際に学習者に対して直接日本語の指導に関わる人たちと、直接的な日本語指導以外の企画や調整、コーディネーターという職があったりなかったりするわけなんですけれど、そのような直接指導に関わらない方々の企画や調整能力についても検討・評価することにしております。

次に「4. 評価者（誰が評価するか）及び評価の手段・方法」ということですけれども、これは一連の実践、あるいは企画、PLAN-DO-CHECK-ACTIONの中で、それぞれ関わる人たちが基本的には自己評価、自分でチェックして、自分の関係するもの

としての成長を念頭に、自分でそれを自律的に行うことを基本としております。地域における日本語教育の実態を見ますと、実施体制も様々でして、一定の評価者を、例えば国際課長がするというにはできないことがあります。このような形にいたしました。

そして、「5. 成果物のイメージ」ですけれども、今申しましたようなチェックリストに従って、自己チェックをするような記録をポートフォリオ (portfolio) として作成して、さらに、研修の枠組みも示すということで、地域の日本語教育実施に関わる人材育成の方向性を示すと考えております。

指導力評価につきましては、このようなことに基づき、具体的な検討を進めてきております。それから、「2. 評価の観点及び基準 (何を評価するか)」という実際の、先ほど申し上げたチェックリストのことですけれども、3 ページからの別紙1を御覧くださいと、「指導力評価に関するチェックリストの項目一覧 (案)」というものがあります。3 ページから9 ページまでリストが作られて、そこに示されております。これらは、先ほど申し上げた計画、実施、点検、改善というシリーズのそれぞれについてこのようなことをチェックすることにしておりますけれども、このチェックリストの長さ、量、このようなまとめ方でよいにつきましては、これからの時間に更に修正を加えていくことも必要かと考えております。

最終的な今期の成果物、報告でございますけれども、10 ページ、別紙2を御覧くださいと、三つの成果物があるだろうと書かれております。一つは、先ほどのチェックリストを自分で使うためのチェックシートの例。もう一つはポートフォリオですね。そして3番目が研修の枠組みになっております。

指導力評価については、以上がこれまでの経過報告でございます。

次に、課題整理でございます。11 ページ、配布資料3-2を御覧くださいませ。「課題整理に関するワーキンググループの意見の概要について (経過報告)」ですけれども、まだ洗い出しの途中でございまして、意見の概要ということで、これまでに議論された内容について、そこにお示ししております。小委員会が2回、ワーキンググループが2回。そのうちの1回は関係者からヒアリングを行った段階です。

課題整理につきましては、日本語教育に関する「1. 基本的な考え方について」及び「2. 個別の課題について」という2本柱で、それぞれに課題の洗い出しを行っているところでございます。

まず、「1. 基本的な考え方について」です。これまで出ている意見の概要を論点ごとに御説明いたします。

初めに、「(1) 日本語教育を推進する意義・目的について」ですけれども、これは大きくくりなのですが、日本全体が経済状況も厳しくなり、東日本大震災もあり、外国人登録者数もこのところ減少している中で、日本語教育を進めるためには改めて意義・目的の部分から確認する必要があるだろうということで、そこに四つの論点を挙げております。一つ目の、「①日本社会の将来と関連させた日本語教育の意義・目的」では、日本の社会的な状況、高齢化とか少子化とか、労働力人口の減少、産業構造の変化による日本社会の変化、また日本がこれから厳しい経済状況にあることなどを念頭に置きまして、日本語教育の必要性について、それらも含めた形で考えるべきだという意見。

それから2番目に、12 ページに、「②多文化共生社会における日本語の位置付け」というところがございまして、グローバル化や外国人の増加により、英語やその他の言語が日本社会の中で使われ出しているという実情もありますので、日本語をどのように位置付けるのかを考えるべきだという意見があります。

それから3番目に、「③地域の活性化や地域の生き残り」ということでは、人口の減少ですとか、住民の高齢化などによりまして、地域の活性化や地域の生き残りを考えますと、多様な人の受入れ等、誰も排除しない形でコミュニケーションの充実が考えられなければならないわけですので、そこから日本語教育の必要性を主張すべきだという意見がございます。

また13ページの中ほどに、「④国際的な関係の中での日本語教育の位置付け」がございますけれども、グローバル化に伴い、全地球的な人の移動が盛んになる中で、お互いの言語を相互に学ぶべきだということも出されているところでございます。

次に、14ページを開けていただきますと、基本的な考え方につきまして、二つ目の論点であります、「(2) 日本語教育に係る国と地方公共団体等との役割分担について」というところがございます。まずは「①国、地方公共団体等による日本語教育の実態の把握」ですが、これは国や地方公共団体等において、どういう形で日本語教育を実施しているかを把握することから始めるべきではないかという意見です。関係省庁とのつながりを見ていく必要があるという意見も出ております。

次に、基本的な論点の3で、「(3) 多様な日本語学習者の学習需要への対応について」ですけれども、学習者と申しましてもいろいろな属性を持っている。どこの出身かとか、いろいろなこと、そして最近、入国管理の中でいわゆる高度人材が在留上の利点を受けられるということで日本語の部分もポイントになっておりますけれども、そういう高度人材ですとか、公教育その他の初等・中等教育に属している子供たちとか、いろいろなことがありますので、そういう属性別に日本語教育、日本語学習者の学習需要を検討するべきだということでございます。

16ページは「(4) その他」になっております。

17ページ以降が「2. 個別の課題について」ということで、四つの個別の課題が挙げられております。

1番目は、「(1) 地域における日本語教育の推進体制の整備について」でございます。学習者の置かれている状況としては、仕事が忙しい、経済的に苦しいという人たちがたくさんいることから、継続的な日本語学習がなかなか困難です。そういうことはありますけれども、継続的な日本語学習、又はきめ細かな日本語学習の支援態勢をなるべく実現していきたいわけですので、そのための人材の確保、それから、成人で就労している外国人の方々の日本語の学習ということになりますと、仕事先の協力、企業等の協力が大切なのではないかという意見も出ております。

それから2番目に、「(2) 日本語教育の内容及び方法の充実について」でございますけれども、特に読み書きに関して、日本で生活していくためには基本的には読み書きを抜きにして、日本語のニーズは考えられないわけでございますけれども、ここに学習の意義を見いだせない者もたくさんいるということもありますので、これについても更なる検討が必要だということでございます。

3番目に、「(3) 日本語教育に携わる人材の育成について」でございますが、日本語教育に携わる人材というのは、単に日本語を教えるだけの人ではなく、地域の日本人と外国人との仲介として関係強化を図る、又は外国人も含み込んだ形での地域コミュニティーの形成などといった観点から働くことのできる人材が重要ではないかといったような意見が今まで上がってきております。

最後に、「(4) 日本語教育に関する調査研究の推進について」ですけれども、今までカリキュラム案等を検討してきて、いろいろ提案をしてきた中で、国立国語研究所、日本語

教育学会、文化庁などがそれぞれ基本的な調査をしたものを応用して報告させていただいております。今後ともそれら、又はその他の関係機関が戦略的に調査研究を進めるという態勢が必要ではないかということが出されております。

課題整理に関するワーキンググループでは、今年度は、広く日本語教育に関する課題について洗い出しを行い、次年度以降、整理して、その次に施策の検討まで進めることを考えております。

経過報告は以上でございます。

○杉戸分科会長

ただ今の御説明について、どうぞ御質問、御意見をお出しください。

林主査からの国語課題検討小委員会と同様ですが、多方面にわたって検討が進められていて、大きく二つ、指導力評価の問題、それから今後の課題の問題。指導力評価については具体案がまとまりつつあり、課題については最初に御説明があったとおり、洗い出しが多面にわたって進められていると伺いました。どうぞ、いかがでしょう。よろしゅうございますか。(→ 挙手なし。)

ありがとうございます。それではこちらの日本語教育小委員会についても、ワーキンググループも含めて何回も会議をこれまで重ねてくださっておりますが、今後とも引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

議事「(3) その他」の案件といたしまして、平成25年度の概算要求について事務局から御説明をお願いいたします。

○早川国語課長

国語課長の早川です。私から、国語と日本語教育施策に関します文化庁の来年度の概算要求の内容について、簡単に御説明させていただきます。

お手元に配布資料4をお配りしております。「平成25年度概算要求関係資料」と題する資料ですが、その1ページを御覧いただきたいと思います。まず国語の関係ですけれども、この1ページの図が全体像になります。右上に白抜きの数字で記載しておりますとおり来年度の要求額は今年度予算と比べまして、700万円増ということで5,200万円となっております。要求額が増えた理由は、下の具体的な事業の左から三つ目になりますけれども、「危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業」の要求増で、その額は3,400万円となっております。

2ページを御覧ください。この危機言語・方言事業ですが、平成21年2月のユネスコの「世界危機言語地図」の発表をきっかけといたしまして、平成22年度からスタートしまして、来年度は、一番右の四角囲みにありますように、全体で3本柱で要求をしております。一つ目が、ユネスコが消滅の危機にあるとした国内の八つの言語・方言のうち、文化庁としてまだ調査ができていない四つの方言の実態調査です。二つ目が、ユネスコが消滅の危機の度合いが最も高いと指摘したアイヌ語のアーカイブ化に関する調査研究です。三つ目が、東日本大震災の被災県の方言の保存・継承に関する取組支援であります。

このほか、国語の関係では、再び1ページを御覧いただきたいと思います。先ほど来話題に上っております「国語に関する世論調査」の実施、それから、毎年東西2か所で開催しております国語問題研究協議会の開催、それから国語施策関連の様々な資料を電子化いたしまして、その公開を進めるのに必要な予算について、今年度予算と同額で要求させていただいております。

以上が国語の関係であります。

次に、日本語教育の関係ですが、3ページを御覧ください。3ページの図が全体像になります。これも右上の白抜きの数字に記載しておりますとおり、来年度の要求額は今年度予算と比べまして2,600万円減で、2億1,700万円となっております。厳しい予算枠の中でやむなく減額要求とはなっておりますけれども、個々の事業レベルで見ますと、必要な予算については増額要求を行うなどして、めりはりを付けるように努めたところでございます。

それでは、まず「生活者としての外国人のための日本語教育事業」ということですが、4ページを御覧ください。この事業は、外国人の住民の方々が日本で生活していく上で必要な日本語の習得を後押しするために、国語分科会の日本語教育小委員会で取りまとめたいただきました、先ほど来話題になっております標準的なカリキュラム案等を活用いたしまして、日本語教室を実施することなどを支援するといった内容のものでございまして、平成19年度から実施しております。毎年全国で100を超えるNPO法人や国際交流協会などが、この事業の委託を受けて、日本語教室の実施などにお取り組みいただいております。今年度も120件の申請がございまして、合計85件の取組がこの事業を活用して実施されている状況でございます。これは、今年、この事業の平成23年度の実施分が、財務省による予算執行調査の対象になっております。この予算執行調査というのは、毎年国の予算が効率的、効果的に使われているかどうか、財務省が調査しまして、その結果を公表して、対象となった事業については翌年度の概算要求に反映することが求められる調査であります。この調査の結果、生活者事業につきましては、自治体の取り組む日本語教室などと事業内容が重複している、したがって国が委託を行う現在の事業の在り方について検討が必要だといった指摘がございまして、最終的には事業の全部又は一部の廃止統合を含めた見直しを求められたところでございます。ただ、このような中ではございますけれども、文化庁といたしましては、この事業の意義を踏まえまして、来年度は謝金単価等の見直しによる最低限の減額をした上で、事業自体はそのまま存続する形で、ここの配布資料にありますとおり1億6,400万円を要求しております。財務省の査定結果が出るのはこれからですけれども、本事業における国固有の役割を説明して、自治体の取組との性格の違いを理解してもらうように努めたところでございます。

次に5ページを御覧ください。5ページは「難民に対する日本語教育」でございます。文化庁では、日本に定住を希望する難民を対象に、政府全体で取り組んでおります定住支援事業の一環といたしまして、難民に対する日本語教育を実施しております。具体的には日本語の講師や教材などに必要な予算を確保いたしまして、配布資料にございます公益財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部に委託いたしまして、都内の財団の定住支援施設で半年間の日本語教育プログラムを実施いたしております。来年度につきましては、引き続きこの事業の継続に必要な予算を要求する、それに加えて、特に第三国定住難民が定住支援施設を退所した後も、定住先の自治体と連携いたしまして、継続的に日本語教育を実施できるよう、必要な講師の経費などを増額して、3,400万円を要求いたしております。

次に6ページを御覧ください。「日本語教育研究協議会等の開催」でございます。配布資料の「事業の経緯・目的」の真ん中にありますとおり、国語分科会の日本語教育小委員会では、先ほど来お話に上がっておりますけれども、生活者としての外国人に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案に始まりまして、その活用のためのガイドブック、さらに教材例集と、日本語能力評価について、順次計画的にお取りまとめいただいております。

した。また、これも本日議題となりましたけれども、現在、指導力評価について精力的に御検討いただいております、いよいよこの五つの成果物が今年度末には完成することになります。実は従来この標準カリキュラム案等につきましては、更に活用されるような工夫が必要ではないかといった御指摘も頂いてまいりました。これらの成果物については、もちろんお配りするだけではなくて、様々な会議や研修会でその都度説明をしたり、あるいは文化庁のホームページに掲載したりしておりますけれども、来年度、この五つの成果物のシリーズが完成するタイミングを捉えまして、これらを相互に有効に活用する方法を分かりやすく解説したハンドブックを新たに作成することを考えております。あわせて、例年東京で開催しておりました日本語教育研究協議会を、東京のほか、新たに全国3地域で開催して、集中的に説明や協議を行わせていただきまして、作成したハンドブックなども使って、関係者の方々に、この五つの成果物とその活用方法について更に理解を深めていただこうと考えまして、今申し上げましたようなことに必要な予算を増額して、900万円要求いたしております。

このほか、日本語教育の関係では、再び3ページを御覧いただきたいと思っておりますけれども、3ページの真ん中の下のところ、調査ものですが、「諸外国における外国人に対する自国語教育・普及施策に関する調査研究」、これの3年目に係る経費、それと、毎年実施しております「日本語教育実態調査」に必要な予算を要求しております。あわせて、日本語教育に関わる関係府省や機関、団体が持つ自作の教材や論文、報告書などのコンテンツの所在情報を集めまして、横断的に検索利用できるシステムを整備いたしまして、来年度から利用を開始するのに必要な予算などを要求しております。また、今年の1月に新たに立ち上げました、七つの関係府省と28の関係団体から成ります日本語教育推進会議については、来年度も引き続き開催していく予定といたしております。

今後とも、国語と日本語教育の関連施策に関する予算の確保に向けまして努力していきたいと考えておりますので、委員の皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○杉戸分科会長

ただ今の御説明について何か御質問、御意見があればお伺いいたします。いかがでしょうか。(→ 挙手なし。)

先ほど来の二つの小委員会での審議が進んでいます事柄について、それを実現していくための予算が25年度についてもぼつぼつ見えてきているということだと思いました。

一つ、私から質問になってしまいますが、よろしいですか。国語課題検討小委員会からのお話の中に、調査が必要である可能性がある、調査が必要だという項目がありました。その調査が仮に必要だと、そして、25年度にもしできそうだとしたことになった場合の予算の手当では、今の配布資料4の1ページの下「具体的な事業の実施」、「調査及び調査研究」、この枠の中で考えられるものだと理解していいのでしょうか。これは、毎年継続的に行われている「国語に関する世論調査」の調査がこれかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○早川国語課長

この国語の関係の「調査及び調査研究」の中身、25年度要求額、それから24年度の予算額における中身は、飽くまでも「国語に関する世論調査」でございます。仮に新たに予算付けをした調査が必要であれば、今後要求していくこととなりますけれども、そこも

含めて今後、国語課題検討小委員会で御議論いただいていくことになるかと考えております。

○大木文化部長

国語課長は遠慮してそんなふうに申し上げますけれども、役所の場合には、調査に要する経費の出所は、金額にもよりますけれども、いろいろございますので、緊急性のある調査がもし審議の過程で必要だということになれば、何とかやり繰りをしながらやる、あるいは国語課の調査官が汗をかくということでもできようかと思っておりますので、それは柔軟に対応してまいりたいと思います。

○杉戸分科会長

安心しました。ほかに御質問、御意見、いかがでしょうか。これで、よろしゅうございましょうか。(→ 挙手なし。)

それでは、25年度概算要求についての御説明についてはここまでといたします。

本日の議題は以上でございます。「(3) その他」として、今の予算の話がありました。そのほかに何か取り上げるべきことが委員の皆さん方からあればお出しいただけますが、いかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。(→ 挙手なし。)

ないようであれば、本日の協議は、ここまでといたします。どうもありがとうございました。参考資料2の下の方の点線の枠組みが、次回、来年2月18日月曜日の、この国語分科会の51回の日程です。御予定の上、どうぞ御出席ください。

それではここまでといたします。第50回の文化審議会国語分科会を終了いたします。長官、部長、ありがとうございました。委員の皆様方、御協力ありがとうございました。